

平成十四年十一月二十六日提出
質問第一二二号

国連安保理決議千四百四十一に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

国連安保理決議千四百四十一に関する質問主意書

国連安保理決議千四百四十一に関する政府の解釈に関して以下質問する。

一 イラクの義務について

- 1 同決議に基づきイラクに課せられた義務について政府の理解を明らかにされたい。
- 2 イラクが同決議の義務に違反した場合の制裁に関して政府の理解を明らかにされたい。

二 加盟国の義務について

同決議に基づく我が国を含む加盟国の義務について政府の理解を明らかにされたい。

三 イラクの脅威について

外務省ホームページに掲載された「イラク情勢」(平成十四年十月)によると、同国が大量破壊兵器とその運搬手段である弾道ミサイルを開発・保有している強い疑いが存在するとして、その保有・使用は国際の平和と安全に対する大きな脅威となり、これは国際社会全体の深刻な懸念であると共にこれらの兵器が国際テロリストの手に渡ることは、二千一年九月十一日の同時多発テロ事件のような大規模無差別テロを再発する恐れがあると主張している。そして我が国の基本的考え方として「イラクの大量破壊兵器の保

有・開発疑惑は日本を含む国際社会全体に対する深刻な脅威。イラクが大量破壊兵器を保有することを許してはならない。」と結論付けている。

誠に同感であるが、大量破壊兵器の拡散防止はあらゆる国に対して働きかけるべき問題であり、その点に関して以下政府の見解を明らかにされたい。

1 最近において大量破壊兵器（核兵器）の保有を公然と宣言した国家としては、インドとパキスタンが存在する。これら国家による核兵器の保有はイラクによるその疑いと比して国際社会全体の深刻な懸念とならないのか、政府の見解を明らかにされたい。

2 大量破壊兵器がイラクから国際テロリストに渡る危険性について指摘されているが、同様にインド及びパキスタンから核兵器が国際テロリストに渡る危険性はないのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。